

VE評価にあたっての留意事項

1 VE評価の対象となる工事

VE評価は、入札者又は契約者から技術提案を受け付ける工事を対象とし、現在試行されている以下の方式が対象となるが、新たな方式が試行された場合は、適宜対象に追加する。

入札時に技術提案を受け付けるもの

- ・ 入札時VE方式(価格競争)

契約後に技術提案を受け付けるもの

- ・ 契約後VE方式

2 VE評価の対象となるVE提案

発注者が設計図書等で示した要件を満たすVE提案を対象とする。また、審査の結果不採用としたVE提案でも、要件を満たしているものであればVE評価の対象とする。

不落札の場合は、VE評価は終了し、VE評価点付与の対象としない。

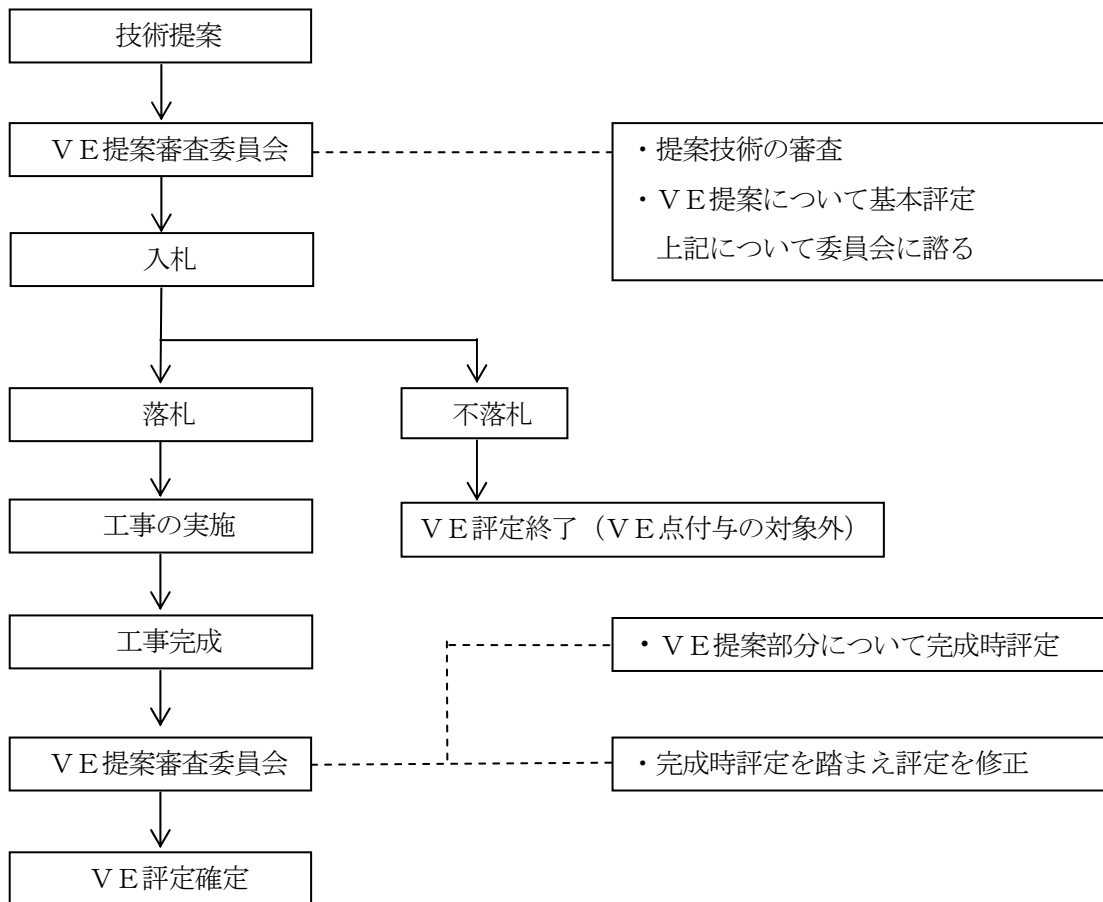
〈VE評価の対象として認められないVE提案の例〉

- ・ 設計図書に定められた提案を求める範囲を逸脱した提案
- ・ 必須要件として設計図書に示されている基準等を満たしていない提案

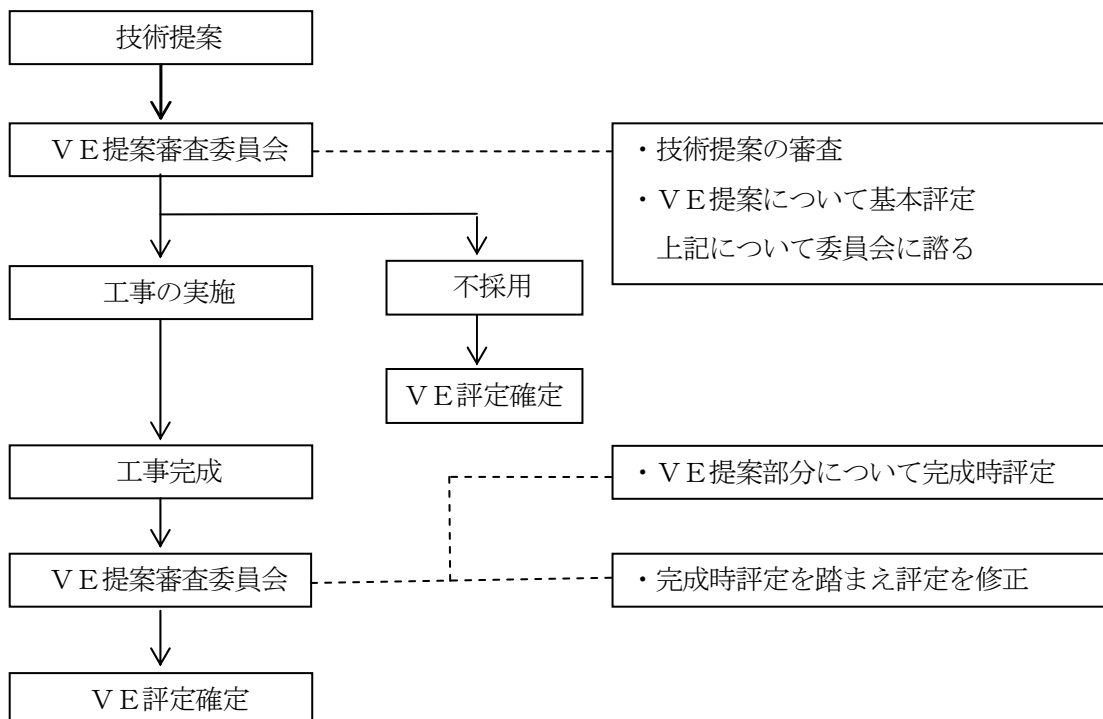
3 評価の流れ

評価の流れの概要は以下のとおりである。

- ・入札時に技術提案を受け付けるもの(入札時VE)



- ・契約後に技術提案を受け付けるもの(契約後VE)



※VE評価は、やむを得ない場合にはVE提案審査委員会委員長が専決処分することができる。

4 評定方法

基本評定及び完成時評定をふまえ、以下のとおり 6 段階に分けて評定を行う。

○ 基本評定

次に示すとおり、基本評定は 3 段階に分けて評定を行う。また、VE 提案が不採用の場合は、基本評定が最終評定となる。

落札しなかった場合は以降の評定は終了し、実施した基本評定も VE 点付与の対象としない。

なお、VE 評定考査表（基本評定）について事前に作成した案をもって、VE 提案審査委員会に諮るものとする。

評 定	VI	V	IV	III	II	I
採 用			優	良	可	
不採用				優	良	可

○ 完成時評定

完成時評定は A、B、C の 3 段階に分けて評定を行う。

○ 評定点

VE 提案による工事を行った場合は次のとおり補正を行い、最終 VE 評定を定める。

- ・評価 A：基本評定に対応する評定の等級を 2 階級上にする。
- ・評価 B：基本評定に対応する評定の等級を 1 階級上にする。
- ・評価 C：基本評定に対応する評定の等級を 1 階級下にする。

(評定例)

基本評定：優で完成時評定：A の場合 VI

基本評定：良で完成時評定：B の場合 IV

基本評定：可で完成時評定：C の場合 I

なお、VE 評定考査表（完成時評定）について事前に作成した案をもって、VE 提案審査委員会に諮るものとする。

決定した VE 評定に応じ、評定点を付与する。複数の VE 提案等があった場合は、それぞれの評定点を合計する。

評定の各等級に対応する評定点は次のとおりとする。

評 定	VI	V	IV	III	II	I
評定点	6	5	4	3	2	1

5 VE 評定の修正

一度決定した評定であっても、完成後に提案に起因する問題等が発生した場合は、VE 提案審査委員会において評定を修正する。極めて大きな、かし等が発生した場合は、VE 評定点を抹消とする。